

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業

### (ピアサポーター活用事業) 業務委託契約仕様書

#### 1 事業目的

精神障害者ピアサポーターに対し、指定一般相談支援事業所（以下「受注者」という。）において、地域移行支援スタッフとしての訓練を行い、長期入院精神障害者の退院支援及び地域生活支援を実施することにより、鹿児島市（以下「発注者」という。）の地域移行を推進することを目的とする。

#### 2 業務内容

長期入院精神障害者の退院支援及び退院後の地域生活支援を促進するために、発注者が行うピアサポーター養成講座修了者の中から数名を、指定一般相談支援事業所の地域移行支援スタッフとして訓練等を行う。

##### (1) ピアサポーターの面接の実施

発注者が行うピアサポーター養成講座（令和6年7月予定）を修了した者のうち、地域移行支援スタッフとしての訓練を希望する者に対する面接を行い、訓練を実施する者を採用する。（面接終了後は、様式1「面接実施報告書」を作成し、提出すること。）

##### (2) ピアサポーターに対する訓練の実施（令和6年9月～令和7年3月）

採用したピアサポーターに対し、下記の地域移行支援スタッフとしての訓練を実施する。（下記以外の訓練を実施することも、事業者の判断で可能とする。）

###### ①精神科病院でのピアサポーターの体験談発表

鹿児島市内に所在地があり、かつ、本事業の事業内容の趣旨をご理解いただける精神科病院（以下「協力病院」という。）においてピアサポーターの体験談発表を行う際の準備の支援及び協力病院との実施方法等の調整を行う。

###### ②退院希望者に対する支援の実施

協力病院から提出された退院希望者名簿の中から、退院支援希望者を募集し、ピアサポーターによる個別面談、住居や障害福祉サービスの調整及び地域生活体験への同行支援等を実施する。（訓練後は、様式2-1、2-2、2-3「ピアサポーター活動報告」を作成し、前月分を翌月20日までに提出すること。）

##### (3) 支援体制づくりの協議の場における事業進捗の報告等

長期入院精神障害者の地域移行を推進するため、協力病院や地域の関係機関が参加する支援体制づくりの協議の場を開催し、事業の実施状況を報告するほか、退院支援事例への具体的な支援方法の検討等を行う。

##### (4) 事業成果等の会議での報告（令和7年3月）

発注者が実施する会議に出席し、事業の成果、課題等について報告を行う。（報告終了

後は、様式3「委託業務完了報告書」を提出すること。)

### 3 事業費

#### (1) 委託料

事業費は、予定価格の範囲内で、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

#### (2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費及び主な用途は下記のとおりとする。

対象経費	主な用途
賃金	ピアサポーターの訓練手当
共済費	ピアサポーターの傷害保険料
一般事務費	その他事務処理上必要な経費

#### (3) 事業費の支払い

事業費は原則として発注者の履行確認後（事業完了検査後）に支払う。

### 4 事業の実施体制

#### (1) ピアサポーター及び職員

ア 訓練を行うピアサポーターは、原則4人とするが、面接状況等に応じて、調整することも可能とする。ピアサポーターが支援等で出張する場合は、事業所の職員も同行すること。

イ 申請日現在、鹿児島市において指定一般相談支援事業所の指定を受けていること。

ウ 申請日現在、実施事業所に精神保健福祉士の資格を持つ職員が2人以上配置され、うち1人以上は常勤であること。

#### (2) 関係機関の協力体制

事業目的を達成するため、協力病院や地域の関係機関と協力体制を構築する。

### 5 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 6 その他

(1) ピアサポーターの賃金は、鹿児島県の最低賃金を下回ることがないように留意すること。

(2) 事業実施中のピアサポーターの傷害等に対応するため、事前に傷害保険に加入するものとする。

(3) 訓練前後の面談や記録についても、活動の範囲とみなすものとする。

- (4) 支援対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するものとする。
- (5) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとし、業務に必要な範囲内で他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報の保護に関する法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (6) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。